

○国立大学法人鹿児島大学学長に対する業績評価に関する申合せ

平成29年1月26日

学長選考会議決定

平成30年3月15日一部改正

令和4年1月27日一部改正

令和4年4月1日実施

令和4年5月23日一部改正

令和6年1月25日一部改正

【目的】

学長選考・監察会議が行う学長に対する業績評価は、所信表明や選考時の判断に沿って学長がその職務を適切に遂行しているか確認するとともに、業績評価を通じて、学長選考基準に掲げられたミッションが確実に達成されるよう必要な助言等を行うことを目的とする。

【実施時期】

業績評価は、就任の2年目以降(再任の場合における1年目を含む)に毎年、学長の業務執行状況の確認とともに実施する。

【評価の実施方法】

学長選考・監察会議が定める評価項目(学長選考基準、所信表明及び外部評価等)について5段階評価で実施する。

評価の実施にあたっては、学長からのプレゼンテーションを行い、その後、学長選考・監察会議委員による質疑応答を実施。ただし、4年目の業績評価におけるプレゼンテーション及び質疑応答は、国立大学法人鹿児島大学学長選考規則(平成17年規則第86号)第10条第3項に定める再任審査のプレゼンテーション及び当該プレゼンテーションにおける質疑応答をもって代えることができる。

必要に応じ、監事、役員、部局長及びその他教職員に対し意見を求めることができる。

業績評価の実施にあたっては、監事による監査結果及び国立大学法人評価等の外部評価結果等も参考とする。

【評価結果の公表】

業績評価結果については、学長に通知するとともに、速やかに学内外に公表する。

※今後、学長の任期に関しての検討状況に応じ、適宜、見直すこともある。